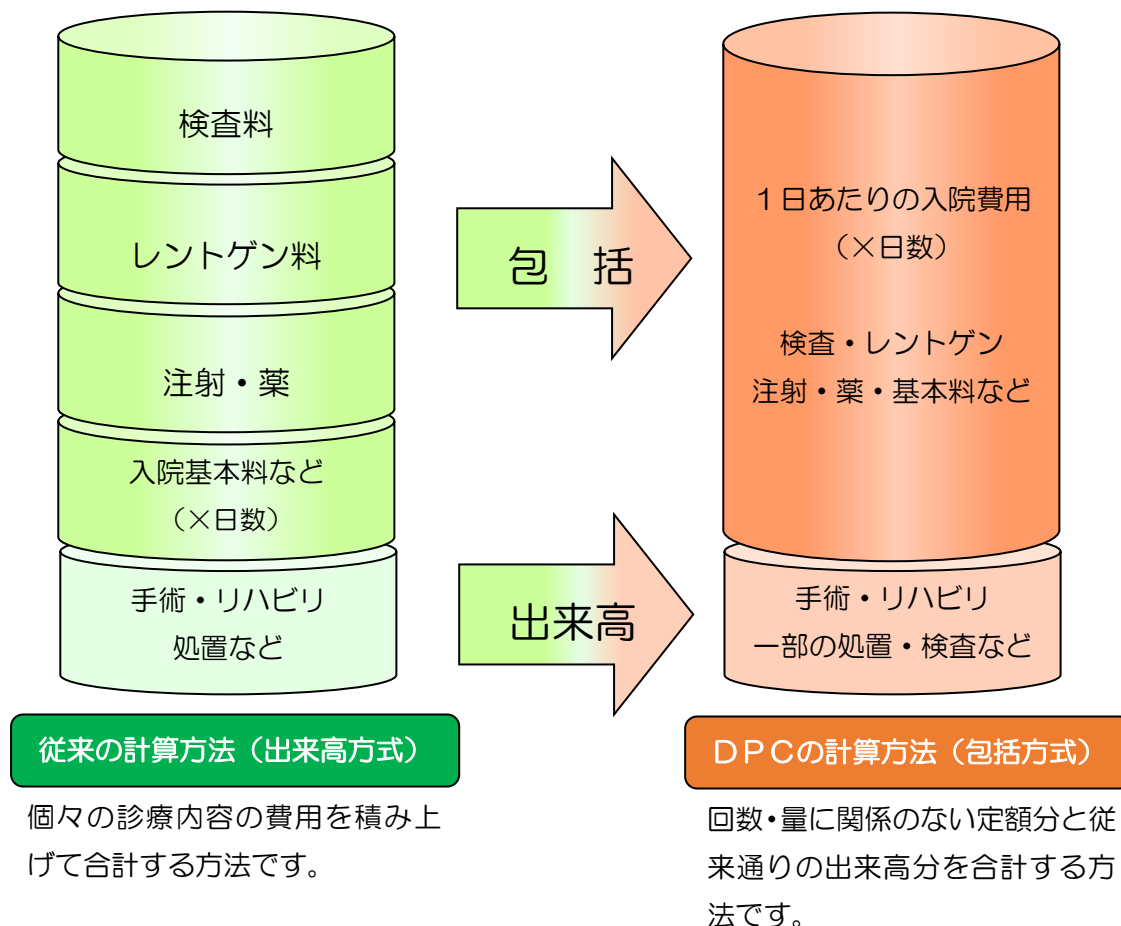


「DPC 対象病院」について

◆ 入院医療費は「包括評価（DPC）」方式により計算します。

「包括評価（DPC）」方式では、傷病ごとに 1 日あたりの入院医療費が設定されています。この入院費の中には、投薬・注射・検査・画像診断・入院基本料などの費用（一部を除く）が含まれています。患者さんの入院する診療科が歯科口腔外科の場合や傷病名・治療内容などにより、従来の計算方法（出来高払い方式）が適用されることもあります。



◆ 当院の、DPC における医療機関別係数（※）は、令和6年10月1日時点で下記のように定められており、1 日あたりの入院費用に医療機関別係数を掛けることとされています。

医療機関別係数	内 訳		
	基礎係数	機能評価係数 I	機能評価係数 II
1. 2972	1. 0634	0. 1835	0. 0503

※ 医療機関別係数とは……病院の機能に応じて病院ごとに定められている係数です。

同じ病名・治療でも病院によって医療機関別係数が違うため、医療費の総額が異なります。